平成２９年（フ）第９９０号
神戸市東灘区深江北町２丁目９番30―404号
債務者　稲垣　哲也
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７１号
兵庫県伊丹市奥畑１丁目142番地２　103号
債務者　中野　裕介
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３０１号
兵庫県伊丹市瑞穂町４丁目58番地　グリーンシャトー瑞穂101号
債務者　渡部　政志
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
（前住所）福岡県田川郡福智町弁城2367番地１　ベルジュ　Ｅ棟
債務者　城野　惠子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１３８号
北海道小樽市奥沢４丁目18番22号　生田方
債務者　田畑　美秋
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１６２号
北海道苫小牧市沼ノ端中央２丁目11番13号　ジェーハイツ102
債務者　長澤　智香（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第８５１号
宮城県塩竈市後楽町８番71号、従前の住所仙台市若林区伊在字南通19番地の21　15―５Ｂ14Ｌ
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８６７号
仙台市青葉区西勝山40番23号　ハイツ増田201
債務者　本郷　　隆
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８８９号
宮城県塩竈市舟入１丁目５番６―401号　県営塩釜舟入住宅
債務者　佐藤　千枝
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
宮城県気仙沼市赤岩舘森76番地８　志茂アパート５号
債務者　高橋　佳恵（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第４８号
秋田県由利本荘市古雪町95番地１、住民票上の住所秋田県由利本荘市船岡字下潟端２番地
債務者　渡邊しのぶ
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第２７号
福島県西白河郡西郷村大字長坂字池ノ尻34番地２
債務者　鈴木　哲也
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
福島県いわき市小名浜大原字六反田175番地の２
債務者　石河　信一
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１０１号
福島県いわき市泉ケ丘１丁目47番地の３　サイカスガーデン201、従前の住所福島県いわき市小名浜島字島27番地
債務者　森本　直輝（旧姓都築）
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１０５号
福島県いわき市常磐下湯長谷町野木前52番地の１　市営住宅768
債務者　八幡　美宣
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１８８号
茨城県取手市井野台４丁目６番19号
債務者　森田季世江
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係